

議案第 4 号

岩見沢地区消防事務組合職員の勤務条件に関する条例の一部改正
について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。